

■プラスチック製容器包装識別マーク



資源有効利用促進法に基づき、2001年4月よりプラスチック製の容器包装に表示が義務付け
(飲料用、特定調味料用、酒用のPETボトルは除く)



表示例1

このプラスチック製容器包装の材質は、PE(ポリエチレン)ですという表示



表示例2(複合材質の場合)

このプラスチック製容器包装は、主たる材質がPP(ポリプロピレン)でPET(ポリエチレンテレフタレート)との複合材質ですという表示。主たる材質に下線を付する
※複合材質の容器包装とは、複数の材質のプラスチックを積層させた複合材質で、かつ、分離不可能な容器包装を指す



表示例3(複合素材の場合)

このプラスチック製容器包装は、主たる材質がPP(ポリプロピレン)でM(アルミ箔)とPET(ポリエチレンテレフタレート)との複合素材ですとの表示。主たる材質に下線を付する
※複合素材の容器包装とは、異なる複数の素材(プラスチック・紙・アルミ箔等)を組み合わせ使用し、かつ、分離不可能な容器包装を指します
※複合素材の容器包装では、金属を(M)紙を(P)で表示します。



表示例4(一括表示の場合)

このプラスチック製容器包装の材質は、キャップがPE(ポリエチレン)でボトルがPET(ポリエチレンテレフタレート)ですという表示。役割と材質を一括表示した表示